

# 東日本大震災に係る災害援護資金貸付償還金利子補給金交付要綱

平成30年3月27日 防第947号

改正

令和3年10月 4日 防第659号

(趣旨)

第1条 知事は、東日本大震災による被災により船橋市、松戸市、習志野市及び千葉県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）から「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年9月18日法律第82号）に基づく災害援護資金を借り受けた者（以下「借受人」という。）に対し、経済的負担の軽減を図るため、災害援護資金の利子について、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、補給金を交付する。

(補給金の額)

第2条 当該年度に交付する補給金の額は、前年度の10月1日から当該年度の9月30日までに借受人が船橋市、松戸市、習志野市及び組合に対して償還した災害援護資金貸付償還金（以下「償還金」という。）のうち、利子（ただし延滞による利子を除く。以下同じ。）に相当する額とする。

(交付の申請及び実績報告)

第3条 規則第3条の規定により補給金の交付を受けようとする借受人は、知事の定める期日までに、交付申請及び実績報告書（別記第1号様式）を、知事に提出しなければならない。

(交付の決定及び確定条件)

第4条 知事は、前条の規定により申請及び実績報告があったときは、その内容を審査の上、補給金の額の決定及び確定を行い、借受人に通知するものとする。

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により附する条件は次のとおりとする。

(1) 補給金の交付を受けた借受人が次のいずれかに該当する場合は、補給金の交付を取り消すものとする。

イ 虚偽の申請があった場合

ロ 借受人が死亡した場合

ただし、船橋市長、松戸市長、習志野市長及び組合長が継承償還を承認した者が、知事に承継承認申請書（別記第2号様式）を提出し、補給金の交付の承認を受けた場合を除く。

(交付の請求)

第6条 規則第15条の規定により補給金の交付を請求しようとする借受人は、知事の定める期日までに請求書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は平成30年度の予算に係る補給金から適用する。

附 則

この要綱は令和3年度の予算に係る補給金から適用する。